



特定非営利活動法人
日本デジタルアーキビスト
資格認定機構
| 編 |

井上 透
大井 将生
細川 季穂
| 責任編集 |

デジタルアーカイブの 理論と実践

デジタルアーキビスト入門

樹村房

はじめに

個人がスマートフォンやタブレットを所有し、常時高速ネットワークに接続して情報を入手、活用、発信する高度情報化社会が到来し、現在、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、社会のデジタルトランスフォーメーション（DX）が急速に進んでいます。

こうした社会状況下において、本書は、知識循環型社会に必要な人材としてのデジタルアーキビストにデジタルアーカイブの基本的な理論と実践を明らかにすることを目的としました。デジタルアーカイブの開発と運用を行うにあたっての基本的な知識・技能に関する事例を取り上げて、これから学習する人にとっての入門書にもなっています。

この社会の「知の基盤」となるデジタルアーカイブは、政府、地方自治体、博物館、図書館、文書館等の公的な機関に保存・継承された資料だけでなく、企業の文書、技術、設計図等の資料、地域や家庭の資料を含みます。そして、有形・無形の文化・産業資源等をデジタル化により保存し、利用者の検索に応じて動画、静止画、テキスト等の多様なメディアでの情報を継続的に提供して、意思決定や創造的活動、防災に活用されることによって、人々の生活を豊かにし、安全・安心をもたらすための営為、システムといえます。

21世紀、日本の目指す知識循環型社会には、デジタルアーカイブをベースとして膨大かつ多様な情報を取捨選択のうえ活用し、創造的な知的生産活動や過去の資料に基づいたリスクコントロールを可能にする環境の創出が求められています。

本書は、特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構が認定する準デジタルアーキビスト資格養成講座のテキストとして編集されていますが、上級の資格であるデジタルアーキビスト資格取得を目指すことができるように、発展的な内容が含まれています。デジタルアーカイブを理解するとともに、デジタルアーカイブを支える人材であるデジタルアーキビストがもつ知識・技能を習得する基本的な資料として、本書を活用いただければ幸いです。

なお、本書は多くのデジタルアーカイブ関係者の協力を得て、特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構が監修・作成しました。

2023年3月

特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構

デジタルアーカイブの理論と実践

デジタルアーキビスト入門

*はより専門的な内容（上級デジタルアーキビストやデジタルアーキビストを目指す方向け）

はじめに 3

1章 デジタルアーカイブとは

1-1 デジタルアーカイブの意味	9
1-2 デジタルアーカイブの歩み	10
1-3 デジタルアーキビスト	12
1-4 デジタルアーカイブの特色	13
1-5 デジタルアーカイブの対象	14
1-6* デジタルアーカイブに関する政策	15
1-7 デジタルアーキビストの職分	18

2章 多様なデジタルアーカイブ

2-1 ジャパンサーチ	21
〈コラム1〉伝統文化や職人の技術の記録と継承	22
2-2 海外のデジタルアーカイブ	23
〈コラム2〉デジタル博物館と地域振興	24
2-3 国内のデジタルアーカイブ	25
〈コラム3〉図書館	29
2-4 災害・コミュニティ・パーソナルアーカイブ	30
2-4-1 災害アーカイブ	30
2-4-2 コミュニティ・アーカイブ	31
2-4-3 パーソナルアーカイブ	32
2-5 自治体・地方創生	32
2-5-1 オープンデータと自治体	32
2-5-2 地方創生	34
〈コラム4〉地域の人々の活動としての地域資源デジタルアーカイブ	34
〈コラム5〉自治体アーカイブ：DX推進の影で顕在化するIT人材不足	35
2-6 企業	36
2-6-1 企業アーカイブの定義	36
2-6-2 企業アーカイブの価値	36
〈コラム6〉ヤマハ発動機におけるデジタルアーカイブ活動	37

3章 運営・管理

3-1 デジタルアーカイブ開発のプロセス	39
3-1-1 計画策定	39
3-1-2 企画書の作成	40
3-2 長期保存	41
3-2-1 Item Pool, 短期・長期 Item Bank の概念	41
3-2-2 マイグレーション, エミュレーション	41
3-2-3 OAIS 参照モデル	42
3-2-4 ウェブアーカイブ, ダークアーカイブ, DOI	42
3-3 評価	43
3-3-1 デジタルアーカイブアセスメントツール	43
3-4* デジタルアーカイブ経営	45
3-4-1* デジタルアーカイブ経営の必要性	45
3-4-2* デジタルアーカイブ経営論の目的	45
3-4-3* デジタルアーカイブの経営課題	46
3-4-4* デジタルアーカイブ経営上の今日的課題	47

4章 法と倫理

4-1 著作権等の情報	49
4-1-1 文化庁	50
4-1-2 著作権情報センター (CRIC)	50
4-1-3 日本音楽著作権協会 (JASRAC)	51
4-1-4 デジタルアーカイブ学会	51
4-1-5 個人情報保護委員会	52
4-2 利用	53
4-2-1 著作物	53
4-2-2 著作権の権利の内容	53
4-2-3 二次利用条件表示	54
4-2-4 例外的な無断利用	55
4-2-5 補償金制度	57
4-2-6 著作隣接権	58
4-3 契約書	58
4-4 利用規約	60
4-5 運用段階	60
4-6 慣習	61

5章 デジタル化

5-1 デジタル化の計画	63
5-1-1 資料のデジタル化手法の決定	63
5-1-2 ファイルフォーマットの検討	63
5-1-3 事前調査	64
5-1-4 撮影計画と機材の準備	64
5-2 デジタル化の方法	65
5-2-1 撮影記録の基礎	65
5-2-2 具体的な記録の方法	66
5-3 目録の作成	68
5-3-1 「目録」と「メタデータ」	68
5-3-2 目録を作る目的	68
5-3-3 デジタルアーカイブのための目録の構築にあたって	69
5-3-4 目録の情報の種類と項目	69
5-3-5 検索語：自然語と統制語	71
5-3-6 シソーラス	72
5-3-7 目録作成の仕様	72
5-3-8 目録の作成に必要な日数	72
5-4* デジタルアーカイブのための写真データ	73
5-4-1* 写真データ収集における撮影計画	73
5-4-2* 写真撮影に関する留意点	73
5-4-3* 写真データへのメタデータの記録	74

6章 公開・利活用

6-1 画像処理	77
6-1-1 公開・利活用する画像に求められること	77
6-1-2 画像処理の方法	79
6-1-3 応用的な画像処理	80
6-2 多様な利用者への対応	81
6-2-1 アクセシビリティ (Accessibility)	81
6-2-2 障害者に関する法律	82
6-2-3 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」	82
6-2-4 JIS X 8341-3:2016	83
6-2-5 障壁の例	84
6-2-6 インクルーシブデザインとユニバーサルデザイン	84
6-3 デジタルアーカイブの共同利用，オープンデータ化	85

6-3-1 デジタルアーカイブの提供	85
6-3-2 LOD, API	87
6-3-3 IIF	89
6-4 3次元デジタルアーカイブ	89
6-5* ユニークなデジタルアーカイブの事例：各機関のさまざまな工夫	90
6-5-1* 【事例1】 おくゆかしき津軽の古典籍（青森県弘前市）	90
6-5-2* 【事例2】 デジタルミュージアム 秘蔵の国 伊賀（三重県伊賀市）	91
6-5-3* 【事例3】 日本ラグビー デジタルミュージアム （日本ラグビーフットボール協会）	92
6-5-4* 【事例4】 とよはしアーカイブ（愛知県豊橋市）	92
6-5-5* 【事例5】 美馬の記憶 デジタルアーカイブ（徳島県美馬市）	93
6-6* APIと統合ポータル	94
6-6-1* API	94
6-6-2* 統合ポータル	96
6-6-3* まとめ	97
6-7* デジタルアーカイブ×可視化による	
“ストック”されていた資料の“フロー”化	97
6-7-1* “ストック”された記憶の“フロー”化	97
6-7-2* 多元的デジタルアーカイブズ・シリーズ	98
6-7-3* 学生主導のプロジェクト	100
6-8* 教育活用	100
6-8-1* デジタルアーカイブの教育活用を推進する必要性の高まり	101
6-8-2* 事例	101
6-8-3* デジタルアーカイブの教育活用をめぐる課題	102
6-8-4* デジタルアーカイブの教育活用を促進する「連携」の重要性	104
6-8-5* おわりに	104

1章 デジタルアーカイブとは

1-1 デジタルアーカイブの意味

デジタルアーカイブという言葉の意味について考えてみましょう。まず「デジタル」は、アナログの対義語です。情報を数値に変換し、段階的な量として表現することで。そして、情報をデジタル化することは収集、蓄積、加工、伝送などの処理を可能にします。アナログでは個人や組織の情報処理能力に限界がありますが、情報のデジタル化によって、大量に集積された情報を取捨選択することで情報処理能力を拡張し、意思決定の質を向上させることができます。

また、「アーカイブ」は、古代ギリシアで市民を代表し市民を管理するために法を作成していた上級政務執行官（アルコン）の住居「アルケイオン」（arkheion）が語源です。そこに行政上の記録文書を収集・保管し活用することによって、前例による政治が行われました。そこから記録を保存し活用する建物として、19世紀以来、主として図書として形態化されていない文書、とくに議事録や報告書、記録書類など、公式文書を保存し活用する場所であり、機能をもった文書館のことを意味するようになりました。しかし、アーカイブは行政上の業務記録を保存活用する「機関アーカイブ」と言われる機能だけではありません。図書館は図書、博物館は資料など業務の中心となる大量の資料を収集し活用する「収集・コレクションアーカイブ」としての機能という両面もっています。そのため、現在では図書館や博物館、大学、自治体、企業が収集した資料を活用する機能をもつものも広くアーカイブと呼ばれるようになりました。

デジタルアーカイブについて、内閣府知財戦略本部がまとめたガイドラインでは、以下のように広い概念で理解されています。

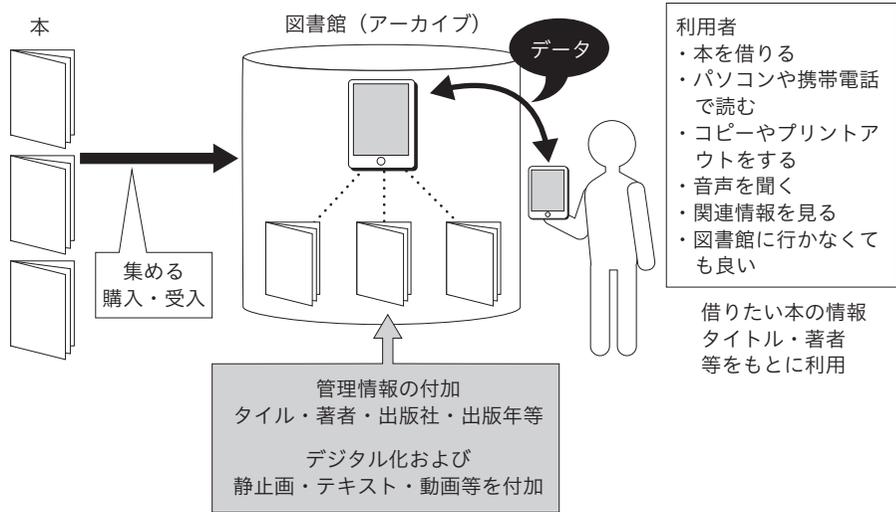
様々なデジタル情報資源を収集・保存・提供する仕組みの総体をいう。デジタルアーカイブで扱うデジタル情報資源は、「デジタルコンテンツ」だけでなく、アナログ媒体の資料・作品も含む「コンテンツ」の内容や所在に関する情報を記述した「メタデータ」や、コンテンツの縮小版や部分表示である「サムネイル／プレビュー」も対象とする。

例えば、デジタル図書館は、収集した本にタイトル・著者名・出版社名・出版年等の管理情報を付加するだけでなく、著作権等の権利処理を行った本の誌面をスキャナー等で読み取ってデジタル化します。さらに、全文を検索可能なテキストデータとして提供し、本や著者あるいは出版社等に関連する情報も合わせて収集・保存・提供

デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン
(2017年4月)



図表 1-1 デジタル化された図書館のイメージ図



します。その結果、利用者は、本そのものを借りるのではなく、インターネットを通じてデータをダウンロードし、パソコンやタブレット端末、スマートフォン等の情報端末を用いて、本を読むことができるようになりました。

具体的に整理すると、デジタルアーカイブは、公的な博物館、図書館、文書館の収蔵資料だけでなく国、自治体、教育機関、企業の文書・設計図・映像資料などを含め有形・無形の文化・科学・教育・産業資源等をデジタル化により保存し、利用者の検索によって活用の場面に応じたデータやメディアを継続的に提供し、意思決定や創造的活動、リスクコントロールに活用することを通して、人々の生活の質や安全性を向上させる営為であり、それを可能にするシステムといえます。

1-2 デジタルアーカイブの歩み

デジタルアーカイブがどのように生まれ発展してきたのかについて、日本での状況を中心にみてみましょう。

デジタルアーカイブという造語が使われるようになったのは、1994年頃です。当時東京大学教授であった月尾嘉男氏が「かつての図書館などの電子版」という意味で使ったのがはじまりであるといわれています。この経緯について、「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」（総務省 2012年3月）では、下記の記述があります。

デジタルアーカイブという言葉は、1996（平成8）年に設立された「デジタルアーカイブ推進協議会（JDAA）」の準備会議の中で月尾嘉男氏（東京大学教授（当時）

デジタルアーカイブ
の構築・連携のための
ガイドライン
(2012年3月)



平成 14～15 年 総務省総務審議官，現在，東京大学名誉教授）から提案され，広報誌「デジタルアーカイブ」で初めて公表されました。

1996 年，通商産業省（現 経済産業省）はマルチメディアコンテンツ制作に初の資金援助を行い，文部省（現 文部科学省）にマルチメディア著作権室が設置され，郵政省（現 総務省）は国際インターネット電話を解禁しました。2000 年，政府は e-Japan 構想を公表しました。その後，2001 年に「文化芸術振興基本法」が施行され，2003 年には「知的財産基本法」の施行，「個人情報保護法」の成立，2004 年には改正「著作権法」の施行等が行われ，文化遺産オンライン試験公開版が公開されるなど，デジタルアーカイブ開発が進みました。

一方，欧米では 2010 年以降になると，EU のヨーロッパーナ，米国の Digital Public Library of America: DPLA（米国デジタル公共図書館）等の分野横断型ポータルサイトから膨大なコンテンツやデータが，グーグルマップやゲティ財団の多言語化された人名典拠データなどを活用することで，検索上のユーザビリティを向上させて提供されるようになりました。さらに，著作権のライセンス表示であるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスやライト・ステートメントを付記してデータが公開され，二次利用が可能になってきました。

2017 年，内閣府知的財産戦略本部に事務局を置くデジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会より「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」が公表され，これを受けて多くの分野別デジタルアーカイブからデータが提供されたジャパンサーチが，分野横断型のポータルサイトとして 2020 年に本格稼働を開始しました。その後，同じく内閣府知的財産戦略本部に事務局を置くデジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会から「我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて」が 2020 年に公開され，2022 年に文化遺産オンラインはレスポンスデザインによるスマートフォンへの対応を行い，さらに時代・地域のスケールによる検索を可能とし，所在地情報をグーグルマップから国土地理院地図に変更することにより利便性を向上させました。国外のデジタルアーカイブとの連携では，2020 年に世界各地のポータルサイトや博物館・美術館からオープンデータとして公開されている日本の文化資源を一元的に提供するカルチュラル・ジャパンが稼働を開始するなど，各分野のデジタルアーカイブ関係機関や団体による技術開発や運用の改善によりデジタルアーカイブの普及が進んでいます。

また，法制度についても，2018 年に「著作権法」の一部が改正され，デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定や教育の情報化に対応した権利制限規定（授業目的公衆送信補償金制度）の整備が行われ，2021 年の一部改正により国会図書館のデジタル化された資料のうち絶版等の理由で一般に入手困難な資料（雑誌と漫画を除く）について，2022 年 5 月から個人への送信が可能になるなど，デジタルアーカイブ活用に向けた利用環境の改善が進んでいます。

我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて
(2020 年 8 月)



さらに、博物館について、2022年に「博物館法」が一部改正され、博物館の事業に「博物館資料のデジタル・アーカイブ化」が追加されることになり、今後、デジタルアーカイブの活用拡大が推測されます。

このように、国内においてデジタルアーカイブの活用を通じた多様な主体との連携・協力による文化、教育、観光などの地域振興が進むことが期待されています。

しかし、欧米と比較すると圧倒的にコンテンツが不足しており、二次情報・メタデータの整備と公開、各機関の連携を担う人材の不足、オープンデータ化促進、法制度、人的・物的・財政的リソース、ナショナルセンター等組織基盤の未整備など、多くの課題があります。

一方、東京大学大学院情報学環にDNP寄付講座が開設されたことを契機に、デジタルアーカイブ研究機関連絡会が2016年に発足し、各機関の課題が共有されて解決に向かって連携が強化されています。また、業界団体のデジタルアーカイブ振興のための応援団として、デジタルアーカイブ推進コンソーシアムが2017年に設立され、振興のため法制度の充実を提言するなど、活発な活動を行っています。さらに、2017年にデジタルアーカイブ学会が設立されました。

デジタルアーカイブ振興のための関連イベントとして、文化資源戦略会議がアーカイブサミットを2015年から毎年開催しています。内閣府知的財産推進本部はデジタルアーカイブ産学官フォーラムを2017年以降開催し、多くの関係者が集まり情報交換が行われました。2018年5月に国会内で開催された超党派のデジタル文化資産推進議員連盟総会において提示された「デジタルアーカイブ整備推進法（仮称）要綱案」が、議員立法により国会に上程されることが検討されており、今後動向が注目されます。

1-3 デジタルアーキビスト

デジタルアーカイブを発展させるうえで欠かすことのできない要素に、人材育成があります。デジタルアーカイブを開発し、管理運営し、継続的に人々の利用に供するためには、それらの責務を担う人材、すなわちデジタルアーキビストの教育が必要です。

デジタルアーキビストとは、国内外の動向を把握し、組織の目的を明らかにし、組織のデジタル化の方策・技術を標準化し、他の機関と連携し、人材、資源、資金をマネジメントすることで継続的にデジタルアーカイブを提供し、社会に貢献する人材のことです。

1990年代後半にデジタルアーカイブ開発への関心が高まり、2004年から岐阜女子大学は文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラムに選定され、デジタルアーキビストの理論と教育カリキュラム開発を常磐大学等と連携して行いました。その成

デジタルアーカイブ
推進コンソーシアム



デジタルアーカイブ
学会



特定非営利活動法
人日本デジタルアー
キビスト資格認定機
構



果を受け、2006年特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構が誕生し、人材養成と資格認定が始まりました。

認定機構ではデジタルアーキビスト養成の柱として、対象・文化の理解、情報の記録・デジタル化と利用、法と倫理の3つをあげています。

(1) 対象・文化の理解

デジタルアーカイブを開発するためには、基本として、対象となる資料の理解や、文化的価値を判断する能力が求められます。このためデジタルアーキビストは、各自が専門とする対象や文化的背景について学習することが必要です。

(2) 情報の記録・デジタル化

デジタルアーキビストは、資料を収集、記録し、管理情報を付加してデジタル保存・管理し、公開、利用するという各ステージの技能を学習することが求められます。デジタル化のためには、デジタルカメラやスキャナーによる静止画での記録に加え、高性能・高精細カメラを用いた動画の撮影、撮影して得られたデータの管理、検索を容易にするための二次情報・メタデータの付与、データベースを利用しウェブサイトより公開するための基礎的技術を学習することが必要です。

(3) 法と倫理

各種資料を記録し広く利用するためには、対象となる資料が著作物であれば、著作者や所有者の権利を理解し、記録・利用のための権利処理を行うことが必須になります。また、各種資料に付随する肖像権、個人情報・プライバシーの保護についても十分な配慮が必要であり、勝手に収録・利用しないなど法律を遵守することはもちろんですが、過去の判例や個人情報やプライバシーへの配慮が求められます。さらに、権利処理はデジタル化する前に行うことが原則であり、その際、著作権者や肖像権者が不明な資料への対応、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの付与など広く、公共財・オープンデータとしての利活用を前提にした権利処理が必要です。一方、事実在即して正確に記録するためには事前調査を行い、事実を裏づける関係資料を併せて記録保存することによって信憑性を確保すべきです。また、当然のことですが、魅力的な映像を作るための演出は行うべきではありません。公開についても、画像やメタデータに起因する人権の侵害、盗難・盗掘に配慮するなど、倫理や危険回避に向けた意識の涵養も人材育成に求められます。

1-4 デジタルアーカイブの特色

わが国の文字情報のデジタル化は、漢字がコンピュータで利用され始めた1980年頃から本格的に始まり、文書がデータベース（大量のデータを統一的に管理したファイル）を用いて保管されるようになりました。例えば、文書のデジタルデータに、何の文書か、いつ書かれたか、誰が書いたかや、簡単なキーワード等の二次情報を付け

たデータ管理が始まったのです。その後、映像・図形・文字・音声等を総合的に保管するマルチ（クロス）メディア型の記録が進みました。

デジタルアーカイブの特色は、過去から現在までの大量のデータをデジタル化し、蓄積して活用することです。その際、それまで紙や写真など別々に保存されていた情報をデジタル記録することにより、多様な形態のデータを統合的に保存管理することを可能にし、二次情報・メタデータを付けることによって情報を探すことを簡単にしました。さらに、利用者の求めに応じて多様なメディアを駆使し各データに関係性をもたせて提供し、活用の利便性を図るところに特色があります。

記録方法には、これまでの静止画、動画や音声を主とした撮影の記録に加え GPS を用いた地理情報、立体スキャナーや大量の静止画やドローンを利用した動画によるフォトグラメトリ（デジタル写真測量）を用いた立体構造のデータ化等の新しい記録方法とともに、提供する画像データに国際的な標準規格 International Image Interoperability Framework: IIIF（トリプルアイエフ）を採用し、活用の可能性を拡大するなど、多くの技術が開発されています。

また、インターネットを中心にした通信メディアを用いて、世界中の自由に利用できるデジタルアーカイブから、必要な情報を収集・記録、活用することが可能となり、知識循環型社会においてデジタルアーカイブは、その基盤を担う存在ともいえるでしょう。

1-5 デジタルアーカイブの対象

1990年代後半から始まった日本のデジタルアーカイブ化の対象は、文化財、文化活動等文化資源の実物が中心でした。しかし、急速なインターネット普及による情報化社会の進展により継承すべき情報源は多様化し、現状では大きく下記を対象としています。

- (1) 実物・体験（仏像、絵画、化石などの実物資料と祭礼、芸能、自然景観、事件など）
- (2) 証言・口承（戦争や災害の証言、オーラルヒストリー・エスノグラフィー）
- (3) 印刷物（図書、雑誌、マンガ、古文書、手書き資料、写真資料を含む 2D）
- (4) 通信（インターネット、テレビ、ラジオ、CATV）
- (5) デジタルデータ（ボーンデジタル）

これらの対象を情報源として、動画、静止画、文章、音声、数値などのデジタルデータを作成し、デジタルアーカイブとして統合的に蓄積を行い、利用者の求めに応じたメディアで提供することにより、活用を高度化させることが望まれます。（井上 透）

執筆者一覧（執筆順）

井上 透（岐阜女子大学）	はじめに 1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 3-4
福島 幸宏（慶應義塾大学）	1-6
吉見 俊哉（東京大学）	1-7
大井 将生（東京大学）	2-1 2-2 6-8
金城 弥生（竹仙舎舎主, 織物文化研究家）	コラム 1
武田 剛朗（大網白里市）	コラム 2
木幡 智子（岐阜女子大学）	2-3
吉田 佐織（浜松市立図書館）	コラム 3
三宅 茜巳（元岐阜女子大学）	2-4 2-6
熊崎 康文（岐阜女子大学）	2-5
久世 均（岐阜女子大学）	コラム 4
齋藤 義朗（長崎県）	コラム 5
和田 一美（ヤマハ発動機株式会社）	コラム 6
林 知代（岐阜女子大学）	3-1 3-2 5-1 5-2 6-3
櫛 彩見（岐阜女子大学）	3-1 3-2 5-1 5-2 6-3 さくいんの用語解説
谷 里佐（岐阜女子大学）	3-3
坂井 知志（特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構）	4-1 4-1-2 4-1-3 4-1-4 4-2-3 4-5 4-6
吉川 晃（特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構）	4-1-1 4-1-5 4-2-1 4-2-2 4-2-4 4-2-5 4-2-6 4-3 4-4 4-5
横山 明子（株式会社図書館流通センター）	5-3
江添 誠（上智大学非常勤講師）	5-4 6-4
入江 真希（TRC-ADEAC 株式会社）	6-1
森 俊輔（TRC-ADEAC 株式会社）	6-2
田山 健二（TRC-ADEAC 株式会社）	6-5
中村 覚（東京大学）	6-6
渡邊 英徳（東京大学）	6-7

デジタルアーカイブの理論と実践

デジタルアーキビスト入門

2023年4月1日 初版第1刷発行

2023年10月6日 初版第2刷

検印廃止

編者 特定非営利活動法人
日本デジタルアーキビスト
資格認定機構

責任編集 井上 透
大井 将生
細川 季穂

発行者 大塚 栄一

発行所 株式会社 樹村房

〒112-0002

東京都文京区小石川5丁目11-7

電話 03-3868-7321

FAX 03-6801-5202

振替 00190-3-93169

<https://www.jusonbo.co.jp/>

表紙デザイン／原 美穂
組版・印刷・製本／株式会社丸井工文社

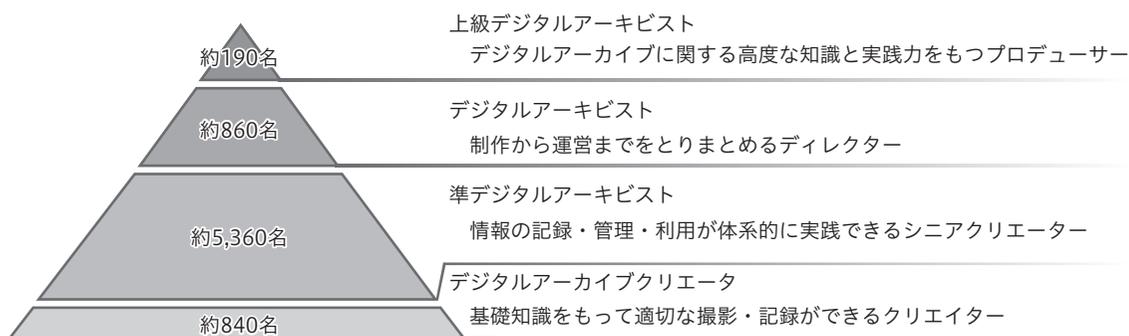
© 特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構 2023 Printed in Japan
ISBN978-4-88367-379-7 乱丁・落丁本は小社にてお取り替えいたします。

デジタルアーキビスト資格とは？

デジタルアーキビストは、特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構が認定する資格です。

日本デジタルアーキビスト資格認定機構は、博物館、図書館、文書館が収集保存した文化的・歴史的価値がある資料だけでなく、企業活動で生じ継続的に利用する各種の資料を含めてデジタル情報として保全し、広く活用していこうとする各分野のアーカイブ活動の普及を支援するため2006年に設立されました。

全国にある養成機関を通じて約7,250名（2022年12月現在）が資格を取得し、博物館、図書館、文書館だけでなく、学校教育機関や企業で活躍しています。



認定養成機関（2022年12月現在）

- ◆札幌学院大学
- ◆NPO 法人ひと・まちなつとわーく
- ◆NPO 法人日本アーカイブ協会
- ◆東北文教大学
- ◆TRC-ADEAC 株式会社
- ◆一般社団法人地域教育文化アーカイブ振興協会
- ◆常磐大学
- ◆岐阜女子大学
- ◆別府大学
- ◆沖縄女子短期大学

役員（五十音順 敬称略）

- 会 長：佐々木 正峰（国立科学博物館顧問，元文化庁長官，元国立科学博物館館長）
常務理事：井上 透（デジタルアーカイブ学会理事，人材養成・活用検討委員会委員長）
理 事：青柳 正規（元文化庁長官，学校法人多摩美術大学理事長）
理 事：齊藤 昌典（凸版印刷株式会社 取締役専務執行役員 情報コミュニケーション事業本部長 及び 万博・IR 推進室，DX デザイン事業部 担当）
理 事：坂井 知志（デジタルアーカイブ学会理事・前コミュニティアーカイブ部会長）
理 事：塩 雅之（デジタルアーカイブ学会評議員，日本教育情報学会評議員）
理 事：松川 禮子（岐阜女子大学学長）
理 事：吉川 晃（岐阜女子大学特任教授，大学プロスタッフ・ネットワーク理事長，元筑波大学副学長）
理 事：吉見 俊哉（デジタルアーカイブ学会会長，元東京大学副学長）
監 事：田山 健二（デジタルアーカイブ学会評議員，TRC-ADEAC 株式会社取締役会長）

2022年12月1日作成

問合せ先

特定非営利活動法人

日本デジタルアーキビスト資格認定機構

〒500-8813 岐阜県岐阜市明徳町10番地 杉山ビル4F
岐阜女子大学文化情報研究センター内

TEL：058-267-5301

FAX：058-267-5238

E-mail：info@npo-jcbda.jp

WEB：https://jdaa.jp/

DA 情報メール



毎月デジタルアーカイブに関する情報をメールで配信中